

## 7 米の備蓄運営の見直し（特会）

【[所要額] 50, 969 (51, 153<sup>\*</sup>) 百万円】

※16～21年度の実績（平均）

### 対策のポイント

米穀の備蓄運営について、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するという備蓄制度本来の役割を明確化するため、これまでの回転備蓄方式を見直し、棚上備蓄方式に移行します。

### <背景／課題>

・備蓄制度の円滑な運営を図るため、これまで、備蓄した米穀を主食用に販売し、その同等量を政府買入れする回転備蓄方式により運営してきましたが、その状況をみると、事実上の需給調整・価格維持機能を求められることにより価格や需給の動向が市場関係者にとって不透明なものになるとともに、備蓄米穀が滞留することにより年産更新が困難になるなどの課題が生じていました。

### 政策目標

不作などにより米穀の供給が不足する事態に備えるという食糧法における備蓄制度の趣旨に即した運営を行うことを徹底

### <主な内容>

備蓄運営のための売買手法について、市場関係者に予測可能で透明性の高い手法に見直すこととします。

#### (1) 備蓄手法

国内産米を5年間の棚上備蓄

#### (2) 備蓄水準

国内産米100万トン（MA米は毎年の輸入数量77万トンを輸入・販売）

#### (3) 備蓄米の買入れ

出来秋の市場価格に影響を与えないよう作付前の事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から入札により買入れ（毎年20万トン）

#### (4) 備蓄米の販売

放出を要する不足時以外は、備蓄後に飼料用等の非主食用に販売（毎年20万トン）

[お問い合わせ先：総合食料局食糧部計画課（03-6744-2072（直））]